別紙 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案 新旧対照表

省、 \bigcirc 農林水産省、経済産業省、 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、 国土交通省、環境省令第二号) (抄) 財務省、 文部科学省、厚生労働

改 正 後	改	正	前
(用語)	(用語)		
第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推	第一条 この命令におい	て使用する用語は、	地球温暖化対策の推
進に関する法律(以下「法」という。)及び地球温暖化対策の	進に関する法律(以下	以下「法」という。)及び地球	及び地球温暖化対策の
推進に関する法律施行令(以下「令」という。)において使用	推進に関する法律施行	施行令(以下「令」という。)に	いう。)において使用
する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、そ	する用語の例によるほ	か、次の各号に掲げる用語	ける用語の意義は、そ
れぞれ当該各号に定めるところによる。	れぞれ当該各号に定め	定めるところによる。	
一~三(略)	一~三(略)		
四 「調整後温室効果ガス排出量」とは、特定排出者が事業活	四 「調整後温室効果	効果ガス排出量」とは、	特定排出者が事業活
動に伴い排出した温室効果ガスの排出量を、特定排出者が取	動に伴い排出した温	た温室効果ガスの排出	排出量を、京都議定書第三
得等をした国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量等を	条の規定に基づく約	東を履行するために	く約束を履行するために特定排出者が自主的
勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定める方法により調	に取得し国の管理口	口座へ移転した算定割当量	割当量、特定排出者が
整して得た温室効果ガスの排出量をいう。	取得等をした国内認	証排出削減量及び海	海外認証排出削減量等
	を勘案して、環境大臣	臣及び経済産業大臣	臣が定める方法により
	調整して得た温室効	室効果ガスの排出量をいう。	いう。
五・六 (略)	五・六(略)		
七 「識別番号」とは、国内認証排出削減量又は海外認証排出	(新規)		
削減量を一単位ごとに識別するために付された文字及び数字			

をいう。

(報告の方法等)

第四条 (略)

2

く。 に限る。 排出削減量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合 はそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第六号から第十二号ま る場合に限り、 については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者であ に掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項 告に係る同項の主務省令で定める事項 ては当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量又は海外認証 でに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項につい ては当該特定事業所排出者が令第五条第六号から第十二号まで 0 規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報 は、) とする。 次の各号に掲げる事項 第五号から第十一号までに掲げる事項について (第二号に掲げる事項につい (特定事業所に係る同項 2

一~十二 (略)

出削減量の種別ごとの合計量 出削減量の種別ごとの合計量及び海外認証排

3~8 (略)

(報告の方法等)

第四条 (略)

算定した場合に限る。)とする。 告に係る同項の主務省令で定める事項 又は海外認証排出削減量を用いて調整後温室効果ガス排出量を ては当該特定事業所排出者が算定割当量 はそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第六号から第十二号ま については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者であ ては当該特定事業所排出者が令第五条第六号から第十二号まで く。)は、 でに掲げる者である場合に限り、 る場合に限り、 に掲げる者のいずれかである場合に限り、 の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報 次の各号に掲げる事項 第五号から第十一号までに掲げる事項について 第十三号に掲げる事項に (第二号に掲げる事項につい (特定事業所に係る 第四号に掲げる事項 国内認証排出 削 減量 0 同 項

~十二 (略)

合計量及び海外認証排出削減量の種別ごとの合計量十三(算定割当量の合計量、国内認証排出削減量の種別ごと

3 \ 8

略

第四条の二 告は、 量 情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものと 識別番号その 国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別 前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項 他調整後温 室効果ガス排出量の算定に必要な の報 数

2 • 略

する。

(調整後排出係数の公表)

第二十条の二 ľ め、 該調整後排出係数を公表するものとする。 必要となった情報を収集するとともに、 \mathcal{O} 適切と認められるもの 者における国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量のうち に伴う二酸化炭素の に規定する一 第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号 者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促進するた 条において同じ。)ごとに調整後排出係数 電気事業者 環境大臣及び経済産業大臣は、 般送配電事業者をいう。 (電気事業法 排 及び当該調整後排出係数を求めるために 0 出 取得等を反映したものをいう。 . . . の 程度を示す係数であって、 (他人から供給された電気の使用 (昭和三十九年法律第百七十号) 以下この条において同 その内容を確認し、 事業者が行う他 電気事業 以下こ 当 \mathcal{O}

第四 告は、 する説明と併せて行うものとする。 果ガス排出量の算定に必要な情報に 1条の二 算定割当量の種別、 前 条第一 一項第十二号及び第十三号に掲げる事 数量、 識別番号その 0 *(* \ ての事業所管大臣 他調整後温 項 -に 対 室 0

報

効

2 3 略

(調整後排出係数の公表)

第二十条の二 業者における算定割当量の 同じ。)ごとに調整後排出係数 る。 排出係数を求めるために必要となった情報を収集するとともに 用に伴う二酸化炭素の 九号に規定する一般送配電事業者をいう。 他の者の温 定割当量 したものをいう。 号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び るため、 |規定に基づく約束を履行するために事業者が自主的に行う算 その内容を確認し、 電気事業者 の取得及び国の 室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を促 環境大臣及び経済産業大臣は、 以下この条において同じ。 (電気事業法 排出 当該調整後排出係数を公表するものとす 管理口 取得及び管理口座へ の程度を示す係数であって、 座 (他人から供給された電 への移転並びに事業者が (昭和三十九年法律第百七 以下この条に 京都議定書第三条 及び当該調整後 0) 移転等を 電気事 気の おい 同 項第 : 行う 反 進 使 映 て す

様式第1 (略)

第1表~第4表

(略)

第5表の1 の量 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量

	ω.	2.	1.	
				種
				j
				別
				合計
				車
t-CO_2	t-CO_2	t-CO_2	t-CO_2	

備光 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、第5表の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第5表の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

様式第1 (略)

第1表~第4表 (略)

第5表の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジットの量、国内認証排 出削減量及び海外認証排出削減量の量

本表の1.の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジット2条第6項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。)の合計量を記載すること。併せて、第の2に、本欄に記載した京都メカニズムクレジットに係る情報を記載すること。の2に、本欄に記載した京都メカニズムクレジットに係る情報を記載すること。の2に、本欄に記載した京都メ五及び経済産業大臣が定める国内認証非出削減量の種別ごと手量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証非出削減量の種別ごとの合計量を記載こと。併せて、第5表の3に、本欄に記載した国内認証非出削減量に係る情報を、第5表の4欄に記載した海外認証非出削減量に係る情報を、第5表の4欄に記載した海外認証非出削減量に係る情報を、第5表の4	備考 1 本表の1.の欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた京都メカニズムクレジット第2条第6項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。)の合計量を記載すること。併せて、資表の2に、本欄に記載した京都メカニズムクレジットに係る情報を記載すること。併せて、第2、年表の2、以際の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載合計と。併せて、第5表の3に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、第5表の4本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。
$t\text{-}\mathrm{CO}_2$	4
t-CO ₂	ω.
t-CO ₂	2.
t-CO ₂	1. 京都メカニズムクレジット
合 計 量	旧

国内認証排出削減量に係る情報

本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。	記載すること。 二以上になる場合には、表 日ごとに記載すること。	備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
${ m t\text{-}CO}_2$		合 計 量
$ ext{t-CO}_2$?
$ ext{t-CO}_2$		<i>\</i>
t-CO2		₹
$ ext{t-CO}_2$		~
無効化量又は移転量	無効化日又は移転日	クレジット特定番号等
		削減量の種別

本表は、国内認証非出削減量の権別ごとに記載すること。
 算定に用いた国内認証非出削減量の権別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 国内認証非出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証非出削減量を特定する番号を、クープシット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証非出削減量を特定する番号を、クープシットプロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「〜」でつなべことにより記載することが、

ر ت 5 無効化日又は移転日の横には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の目付を記載すること。 日付を記載すること。 5 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。 5 未状に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

7 6

第5表の2 京都メカニズムクレジットに係る情報

合 計 量 t-CC	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	<i>\</i>	<i>\</i>	<i>\</i>	識別番号 移転日
$t\text{-}\mathrm{CO}_2$	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	移転した量

2 移転日の欄には、国の管理口座への移転を行った日付を記載すること。 : 本表に記載したすべての京都メカニズムクレジットについて、特定排出者が国の管理口座への移 転を行ったことを確認するため、国別登録簿システムから入手できる「算定割当量振替通知」を添 付すること。

第5表の3 国内認証排出削減量に係る情報

t-CO ₂	脚	라	
603-4 603-4 603-4			
t-CO ₂			
t-CO2			
$ ext{t-CO}_2$			
無効化日又 (法移転日 無効化量又は移転量	対象企業名 (特定排出者コー ド)	識別番号	
		削減量の種別	

2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
4 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
5 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
6 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

5

..									
第 6	· 施								第5表
第 6 表 ・ 別紙	1 本表は、海外認証排出的 2 算定に用いた海外認証排出的 3 識別番号の欄には、無效 名コード、クレジット発行 3 地列番号の標には、無交 名コード、クレジット終了番号、 ックのユニット終了番号、 中を示す、アルファベット 4 無効化日の欄には、排比 5 本表に記載した全ての治 きる資料を添付すること。						献 另	削減量	第5表の3 海外認証排
(略)	本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て(制度記号、ホスト国 名コード、クレジット発行国名コード、クレジットプロックのユニット開始番号、クレジットプロ ックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減 年を示す、アルファベット、記号及び数字)を記載すること。 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認で きる資料を添付すること。	合 計 量					識別番号	削減量の種別	海外認証排出削減量に係る情報
	載すること。 以上になる場合には、表の 別域量を離別する番号の名 ツトプロックのユニット原 クレジット発行回数、クレ ご載すること。 ついて、特定排出者が無窓						無効化日		
	通加を行うこと。 とて (制度記号、ホスト国制度部号、クレジットプロ制を番号、クレジットプロンツト発行年、排出削減が分別を行ったことを確認で	${ m t\text{-}CO_2}$	$\mathrm{t}\text{-}\mathrm{CO}_2$	$\mathrm{t}\text{-}\mathrm{CO}_2$	$t\text{-}\mathrm{CO}_2$	t-CO_2	無効化量		
第 6	龠								第53
第 6 表 ・ 別 紙	1 2 2 C や や を を を を を を を を を で で で で で で で り で り で								第5表の4
別 紙	長は、海が 門に用いた 別化日の# 長に記載し 野本を添ん						識別番号	削減量の種別	海外認証
(略)	東京は、海外認証排出削減量の 算定に用いた海外認証排出削減量 算定に用いた海外認証排出削減量 無効化日の欄には、排出量調整減 未表に記載した全ての海外認証 る資料を添付すること。	☆					号	の種別	海外認証排出削減量に係る情報
	中でO5 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。 算が出り欄には、排出過速量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。 無効化日の欄には、排出量調整無拠化を行った日付を記載すること。 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認でる資料を添付すること。	iju					対象企業名 (特定排出者コー ド)		青穀
	と。とる場合には、表の記載すること。						無効化日		
	追加を行う が化を行った						無効化量		

様式第2(第11条及び第19条関係)

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

提供年度: 年度

地球温暖化対策の推進に関する法律第 32 条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の 状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定排出者全体に係るものであり、褒賞大田及び経済産業大田により公にされることに同意の上提供するものです。(特定排出者として1枚のみ提出可)とこの情報は、当事業門のみに係るものであり、請求に応じてのみ開示されることに同意の上提供するものです。(事業所として1枚のみ提出可)、

(該当するいずれかの番号を記載すること) →

# 定 排 出 者 コ ー ド	% 师			問()	ì	 5.	4.		ω.	2.	 1	エオー(出指える名詞を		170
第	Ш			当者に合わせ先)		その他の情報	自出 多米 と く 耳	当なが里がえ質	温室効果ガスの	温室効果ガス排	温室効果ガス算	(水) ギーの使用((水) ギーの使用() 法律に基づく()) 法律に基づく() 理指定工場等(当する場合には同 に係る右の区分及	油	定排出
第		語継		(ふりがな)			4. 左邻山里寺の男	単の形骨に指示。	排出量の削減に	出原単位の増減		2 の合理化等に関 第一種エネルギ 等の該当の有無 時に提出する報 にで同法に基づく だで同法に基づく だすること。)	ſ	I I
漢	ш	71	IIV	0			* 凡 万 伍 及 〇 爭	の予算がなだ中子		との状況に関する情	えの状況に関する情	5. 3.	Jul	
事業所番号 下に計事 等等 空報 学 空報 送事業者 国力法に関する情報	Ш						抽蒸でぶの7 7	其磁レなスポーな	関する情	報	報	米 / イー管理指定工法 / ギー管理指定工法 / ギー管理指定工法 / ギー管理指定工法 (事業者 4. 特) (事業者 6. 特)	1 -	
田 数数 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一							の管理力がに関	四に比け、財政の				影等 完估注 完估注 影等 表述事業者	ス	事業所番
	ш						9 〇 唐 教	十八唐胡						号
	※外届用ロロ			当問い合わせ先		5. その他の情報	iiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiiii	í	3. 温室効果ガスの	2. 温室効果ガス排	1. 温室効果ガス質	・ 戸 一 四 元 ペントメークの 円 一 の 元 ペントメークの 使用 する 法律に基づく ・ 管理 指定 工 場等 ・ 一 管理 指定 工 場等 ・	西拉斯斯	特尼排出者
		華	氏 名	(ふりがな)			平化邻山里 寺の昇/	1時の形型に許少量	り排出量の削減に関	非出原単位の増減の	章定排出量の増減の		1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
特 定 排 出 者 コ ー ド 都 道 府 県 コ ー ド 都 道 府 県 コ ー ド 本		<u>'</u>			-		世月採 及	五十十七	関し実施	の状況に	の状況に	11. 第 3 3 4 3 4 3 4 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	+	

3

※受理年月日

様式第2(第11条及び第19条関係)

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

提供年度: 年度

- 地球温暖化対策の推進に関する法律第 32 条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の 状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。
- 1. この情報は、特定排出者全体に係るものであり、震域大田及び経済産業大田により公にされることに同意の上擔供するものです。(特定排出者として1枚のみ提出可)。 この情報は、当事業所のみに係るものであり、請求に応じてのみ開示されることに同意の上提供するものです。(事業所として1枚のみ提出可)。

(該当するいずれかの番号を記載すること)→	して1枚のみ端田回)	られて来るものにあり、備名であっての本題やもものにので国際の日常家
		上位下。

ш	ш	併		里年月日	一※汽車年月	ш	ш		中	一日日田田田小学	*
							神	紳	ana 相		
							₩		果		
								ふりがな)		(問い合わせ先)	問 元
							鲥		聕		甘
										その他の情報	5.
11 + 12	2. (X) . 6	() E (E (E (E (E (E (E (E (E (E	9	7. 7.	H /C /J	- X	# 作力	4	VC DFH.		1
基起	七月間十2	の解晶十分	4 1 1 1 1	暴った	1	出れてお出	十 便 阿	## ## 9	计并	当日本田土フ智	4
			る情報	関する	した措置に関す	実施した	: [り削減	スの排出量の削減に関	温室効果ガスの	3
							1 :				
					る情報	況に関す	減の状	位の増	出原単位	温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関す	2.
					る情報	況に関す	減の状	単の増	ス算定排出量の増減の状況に関す	温室効果ガス質	1.
					号	定番	益	ا ک	なすること	指定に係る番号を記載すること。	描
	事業者	第二種エネルギー管理指定工場等 特定貨物輸送事業者 4. 特定荷主 特定旅客輸送事業者 6. 特定航空輸送事業者	指定工場 4. 特定 6. 特定	本業 番者 番者 単	エネル3 物輸送事 客輸送事	第二第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	57 32 2	不のす基が有るで	第の談当 野の談当記表記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記	・ では、	# < 「 ⁴
		雅	指定工場	一等風	エネルコ	第一種		まず	の合理化理(単一線)	ペラギーの使用	4 H
		ズ	1	継	#			ズ	1	都 道 府 県	
	事業所番号	柵						ス	П	特后排出者	
					1		1				1

無

- 1 本味式の提出は任意であること。必要に応じ、事業所ごと又は特定排出者ごとに1枚作成し、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、特定排出者に係るものは当該特定排出者が設置するいずれかの事業所の報告又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者として行う報告に添えて、提出すること。
- いては公表されるものであ 提供された事業所に係る情報については請求に応じて開示され、特定排出者に係る情報につ

製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認めら

この限りでない

ものについては、この限りでなての欄に記載する必要はないこ

.情報の詳細について環境報告書、 ボームページ等を通じて参照できる場合には、 N

の参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が 定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載する

滅の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することがで 事業所番号の欄には、様式第1第6表の事業所番号を記載すること。 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の Ñ.

3 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス排出原単位(温室効果ガス算定排出量その他の事業所又は特定排出者において把握している温室効果ガスの排出量。以下単に「温室効果ガスの排出量」という。)を、牛卒業=中になれてニー

田者における省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の温室効果ガスの排出量の削減に寄与する取組、事業所横断的な取組等の概要について記載することができる。その際、削減効果と併せて記載することができる。 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する Rの欄には、温室効果ガス算定排出量、本様式において記載した温室効果ガス排出原単位及

おける温室効果ガス排出量の情報等、1から4までの各欄に記載しなかった温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報について記載することができる。 2 担当者の欄は、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一であ 出削減量及び海外認証排出削減量の移転及び取得に関すること、再生可能エネルギーの環境価値として第三者機関の認証を受け発行される証書の購入量、事業者のサプライチェーン全体に

る場合には、 記載する必要はないこ

※の欄には

13 12

本様式の用紙の大きさは、 日本工業規格A4とすること。

1 本様式の提出は任意であること。必要に応じ、事業所ごと又は特定排出者ごとに1枚作成し、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、特定排出者に係るものは当該特定排出者が設置するいずれかの事業所の報告又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者として行う報告に添えて、提出すること。

龕 析

提供された事業所に係る情報については請求に応じて開示され、特定排出者に係る情報につ

いては公表されるものであること。ただし、製品の販売のための広告等されるものについては、この限りでない。
3 すべての欄に記載する必要はないこ。 製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認めら

1 記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。 の参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。 5 特定非出者コード、都道所県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が5 特定事事

定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載する

ŰΊ 4

7 6 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができ S 事業所番号の欄には、様式第1第6表の事業所番号を記載すること。 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出:

非出量(以下単に「温室効果ガスの排出量」という。)を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。)の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。 減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。 過室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、事業所又は特定排 出者に対ける省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の温室効果ガスの 出者に対ける省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の温室効果ガスの 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス排出原単位(温室効果ガス算定排出量その他の事業所又は特定排出者において把握している温室効果ガスの排出量(以下単に「温室効果ガスの排出量」という。)を、生産数量又は建物延床面積その他

 ∞

排出量の削減に客与する取組、事業所横断的な取組等の概要について記載することができる。 その際、削減効果と併せて記載することができる。

温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する 削減効果と併せて記載することができる。

10

らに係る排出削減単位及び排出削減量の移転及び取得に関すること等、1から4までの各欄に 記載しなかった温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報について記載することができる。 2 担当者の欄は、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一であ 関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)第6条1に規定する事業、京都議定書第12条1に規定する低排出型の開発の制度に係る事業活動等の内容及びこれらに係る排出削減単位及び排出削減量の移転及び取得に関すること等、1から4までの各欄に 定に必要なデータを把握する具体的方法について記載することができる。 1. その他の情報の欄には、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置、 報の欄には、温室効果ガス算定排出量、本様式において記載した温室効果ガス排出原単位及び 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に係る削減効果の算定方法の詳細並びに算 でにがまえる。非出量は判算に関しま施した措置に係る削減効果の算定方法の詳細並びに算 、気候変動に に規定する事

る場合には、 記載する必要はないこと。

※の種には

13 14 12

本様式の用紙の大きさは、 日本工業規格A4とすること

8